

平成17年 4月28日制定	国海旅第4号 国海貨第3号 国海安第11号 国海査第26号
平成17年 8月 1日改正	国海旅第27号 国海貨第25号 国海安第52号 国海査第180号
平成17年11月 1日改正	国海旅第41号 国海貨第37号 国海安第70号 国海査第326号
平成18年 4月12日改正	国海旅第1号 国海貨第1号 国海安第2号 国海査第8号
平成18年 9月 1日改正	国海内第9号 国海安第68号 国海査第218号
平成21年 3月16日改正	国海環第24号 国海内第63号 国海安第198号 国海査第577号
平成22年 3月25日改正	国海環第32号 国海内第114号 国海安第158号 国海査第550号

「エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書」の交付に係る事務取扱要領
(地方運輸局用)

本件事務処理は、申請書を受け付けた地方運輸局等（以下、「海運事業者管轄局」という。）と船舶を建造予定の造船所を管轄する地方運輸局等（以下、「造船所管轄局」という。）とで業務が分担されるところ、その概要は以下のとおり。

- 海運事業者管轄局：申請書受付、申請者ヒアリング、指針(1)適合確認、証明書交付等
- 造船所管轄局：指針(2)適合確認、省エネ設備等の現場確認等

1. 申請書の提出先

貨物船を建造又は改造しようとする者のエネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明

申請書の提出先は、内航海運業法施行規則等運用方針〔2〕2. によるものとし、旅客船を建造又は改造しようとする者は、海上運送法施行規則第1条の2第1項の規定によるものとする。

(参考)

○内航海運業法施行規則等運用方針

〔2〕2. 登録申請等の提出先

〔3〕以降の法に基づく登録申請等に必要な書類は、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出するものとする。また、当該書類は、主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局または海事事務所を経由して地方運輸局長に提出することができる。

○海上運送法施行規則

第1条の2（書類の提出等）

1 この省令の規定により、事業計画に記載された航路の拠点（以下、「所轄地方運輸局長」という。）に提出することとされている申請書、届出書又は報告書は、当該拠点を管轄する運輸支局長又は海事事務所長を経由することができる。

2. 申請書の受付

- (1) 海運事業者管轄局の海事振興部等において、申請者（海上運送事業者の申請者にあつては、当該設備・技術を導入しようとする船舶を建造又は改造しようとする法人格を有する事業者（当該船舶が複数の事業者の共有である場合には、共有する事業者の共同申請とする。）。なお、当該船舶を裸用船し、又はしようとする者がいる場合にあつては共同で申請するものとする。）より、エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書交付申請書（第1号様式）（以下、「適合証明書交付申請書」という。）により交付申請がなされた場合、提出書類（別紙1 2. 参照）を確認し、受け付ける。
- (2) 支局等において書類を受け付けた場合は、速やかに、本局海事振興部等へ送付すること。
- (3) 海事振興部等は、申請書の写しを海事局内航課へ送付すること。
- (4) なお、申請書を受け付、審査後に証明書の交付を行った場合であっても、別途NEDOの公募要領（総トン数20トン以上の船舶が対象、決算報告書により債務超過でないことの確認ができること等）に基づき、補助事業者の選定審査委員会による審査（政策意義、技術の普及性・先端性、省エネ効果及び費用対効果（省エネ量(kl)／補助事業に要する経費(億円)））が行われ、交付決定がなされる旨を留意するよう申請者に伝達を行うこと。
- (5) 特に、NEDOのエネルギー使用合理化事業者支援事業の公募要項4. 3において交付決定の際の留意事項とされている「直近の決算において、少なくとも債務超過でないこと」については、交付決定の要件として強く求められる可能性が高いことを申請者に確実に伝達すること。

3. 申請書等の審査（(1)省エネルギー効果）

「指針(1)省エネルギー効果（別紙1）」について、審査を行う。

- (1) 海事振興部等において、申請書に記載された年間予定貨物輸送量、年間予定航海距離、年間予定原油換算燃料使用量について、年間予定貨物輸送量・航海距離・航海時原油換算燃料使用量計算書等により、また、必要に応じ事業者ヒアリング等を行い、「指針(1)省エネルギー効果」に適合しているか確認する。
- (2) 「指針(1)省エネルギー効果」に適合している場合、依頼文書（第8号様式）により、適合証明書交付申請書（写）及び適合証明書交付申請書以外の提出書類全てを、適合証明書交付申請書に記載されている建造予定造船所を管轄する地方運輸局等の海事振興部等に送付すること。

4. 省エネ設備等の確認（(2)省エネルギー設備等）

「指針（2）省エネルギー設備等（別紙1）」について、確認を行う。

- (1) 依頼文書（第8号様式）により依頼があった造船所管轄局の海事振興部等は、申請書に記載された省エネルギー設備について提出された書類等による確認を依頼する。その際、必要に応じ建造予定造船所に問い合わせる等により、「指針（2）省エネルギー設備等」に適合しているかを確認する。また、海事振興部等は、海上安全環境部等（船舶検査官）に対し、その確認を依頼することができる。
- (2) 海事振興部等は、「指針（2）省エネルギー設備等」に適合している場合、回答文書（第9号様式）により、申請書（写）及び申請書以外の提出書類全てを添付し、依頼のあった海事振興部等に送付・回答すること。

5. 証明書の交付

- (1) 造船所管轄局の海事振興部等より、「指針（2）省エネルギー設備等」に適合した旨回答があった場合、海運事業者管轄局の海事振興部等において、エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書（第2号様式）（以下、「適合証明書」という。）及び確認記録簿（第3号様式）（以下、「確認記録簿」という。）を作成し、NEDO支援事業補助金交付決定報告書（第5号様式）（以下、「交付決定報告書」という。）、NEDO支援事業変更報告書（第6号様式）（以下、「変更報告書」という。）、NEDO支援事業に係る額の確定報告書（第7号様式）（以下、「額の確定報告書」という。）、NEDO支援事業完了報告書（第8号様式）（以下、「完了報告書」という。）及びNEDO支援事業成果報告書（第9号様式）（以下、「成果報告書」という。）を添付の上、エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書の交付について（第12号様式）により申請者に交付する。また、証明書交付後において、省エネルギー効果が見込めないことが判明した場合等においては、適合証明書を取り消し、返納を求める場合がある旨を申請者に伝達すること。
- (2) 交付した適合証明書及び確認記録簿の写しを、本省海事局内航課及び造船所管轄局の海事振興部等（海上安全環境部へ協力依頼をした場合は、同部も加える。）へ送付する（郵送、FAX、メール（PDFファイル）のいずれかによる。）。
なお、海事局内航課は、その写しを海事局安全環境政策課、安全基準課及び検査測度課に配布すること。

6. 証明書交付後

- (1) 造船所管轄局の海事振興部等は、建造予定造船所において、申請があった省エネルギー設備等の設置状況の確認を行い、確認記録簿に確認した日及び事項を記載する。
なお、海事振興部等は、海上安全環境部等（船舶検査官）に対し、船舶建造中の船舶安全法等の検査の時期に併せて、省エネ設備の確認をすることを依頼することができる（※確認記録簿は、当該省エネルギー設備等の写真を添付した上で、建造予定造船所側で船舶検査関係書類とともに保管する旨お願いする。）。
- (2) 海運事業者管轄局の海事振興部等は、申請者よりNEDO支援事業補助金交付申請報告書、交付決定報告書、額の確定報告書、完了報告書、変更報告書及び成果報告書の提出があった場合には、その写しを海事局内航課及び造船所管轄の海事振興部等へ送付する（郵送、FAX、メール（PDFファイル）のいずれかによる。）。
なお、海事局内航課は、その写しを海事局安全・環境政策課、安全基準課及び検査測度課に配布する。

7. その他

- (1) NK船級船等については、現場での確認が困難なので、申請者にその旨連絡するとともに、建造予定造船所の協力を求めることとする。

(2) 当該支援事業の詳細については、NEDO技術開発機構ホームページを参照のこと。

以上

※ 添付資料：別紙 1, 2、第 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12号様式、
参考資料、申請要領（申請者用）

平成17年 4月28日制定	国海旅第4号 国海貨第3号 国海安第11号 国海査第26号
平成17年 8月 1日改正	国海旅第27号 国海貨第25号 国海安第52号 国海査第180号
平成17年11月 1日改正	国海旅第41号 国海貨第37号 国海安第70号 国海査第326号
平成18年 4月12日改正	国海旅第1号 国海貨第1号 国海安第2号 国海査第8号
平成18年 9月 1日改正	国海内第9号 国海安第68号 国海査第218号
平成21年 3月16日改正	国海環第24号 国海内第63号 国海安第198号 国海査第577号
平成22年 3月25日改正	国海環第32号 国海内第114号 国海安第158号 国海査第550号

「エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書」申請要領
(申請者用)

1. 申請について

- (1) 船舶の建造又は改造計画がNEDOが行うエネルギー使用合理化事業者支援事業（以下、「NEDO支援事業」という。）の公募要領に合致するかどうかを確認した上で、「エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針（以下、「指針」という。）（別紙1）を参考にエネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書交付申請書（第1号様式）（以下、「適合証明書交付申請書」という。）を作成し、別紙1 2.に記載されている必要書類を添付し提出す

ること。

- (2) 提出部数は1通とする。
- (3) 適合証明書交付申請書の提出先は、内航貨物船については主たる営業所の所在地、国内旅客船については航路の拠点、を管轄する地方運輸局海事振興部等又は運輸支局若しくは海事事務所（以下「地方運輸局等」という。）あて提出することとする。
- (4) 「指針(1)省エネルギー効果」に適合していることを確認するため、必要に応じ事業者ヒアリング等を行うことがあるので、本局以外に申請書を提出した場合は、本局海事振興部等より連絡する場合がある。
- (5) なお、少なくともNEDO支援事業の公募が終了する3週間前までには、運輸局等へ申請書を提出すること。

※ 申請書を受付け、審査後に証明書の交付を行った場合であっても、別途NEDOの公募要領に基づき、補助事業者の選定審査委員会による審査（省エネルギー効果、費用対効果、技術の先端性等に係る審査）が行われ、補助金の交付決定がなされることに留意して下さい。なお、省エネルギー効果が最低限1%以上見込まれることが交付決定の最低条件となります。

2. 証明書交付後について

- (1) 交付されたエネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書（第2号様式）（以下、「適合証明書」という。）をNEDO支援事業申請書類に添付すること。なお、NEDO支援事業に申請しない場合は、速やかに、交付した地方運輸局等に返却すること。また、証明書交付後において、省エネルギー効果が見込めないことが判明した場合等においては、適合証明書を取り消し、返納を求める場合がある。
- (2) 国土交通省職員が省エネルギー設備等の確認を行う際に記載できるよう、適合証明書(写)とともに送付された確認記録簿（第3号様式）（以下、「確認記録簿」という。）を造船所にて保管すること。
- (3) エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付申請書をNEDOに提出した場合は、速やかに、証明書が交付された地方運輸局等にエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付申請報告書（第4号様式）により連絡すること。
- (4) NEDO支援事業の交付が決定された場合は、速やかに、適合証明書が交付された地方運輸局等にNEDO支援事業補助金交付決定書（第5号様式）により連絡すること。
- (5) エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付規程第9条の規定によりエネルギー使用合理化事業者支援補助金補助事業計画変更承認申請書をNEDOに提出した場合は、地方運輸局等にNEDO支援事業変更報告書（第6号様式）により連絡すること。
- (6) NEDO支援事業に係る額が確定された場合は、速やかに、適合証明書が交付された地方運輸局等にNEDO支援事業に係る額の確定報告書（第7号様式）により連絡すること。
- (7) 建造予定造船所に対し、本船がNEDO支援事業の交付決定を受けた船舶である旨、国土交通省職員に報告するよう指示すること。更に、省エネルギー設備等の設置状況の確認が行われた場合は、確認記録簿に当該設備等の写真を添付の上保管すること。
- (8) 事業完了（船舶の竣工）後、NEDOに実績報告する時期に、NEDO支援事業完了報告書（第8号様式）に確認記録簿を添付し、適合証明書を交付した地方運輸局等に報告すること。(9) NEDOに対して報告する「エネルギー使用合理化事業者支援補助金補助事業の効果等報告（NEDO成果報告書）」と同じく、事業完了後、1年間のデータを取得し、国土交通省統一様式「認定等〇〇事業の報告について」を参考に、NEDO支援事業成果報告書（第9号様式）により、適合証明書を交付した地方運輸局等に報告すること。

以上

※添付資料：別紙1、2、第1、2、3、4、5、6、7、8、9号様式

エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針

建造又は改造しようとする船舶が、エネルギー使用合理化に資するものであって、下記(1)及び(2)の条件に適合していることを確認すること。

1. 指針

(1) 省エネルギー効果（エネルギー原単位（燃料／トンキロ））

建造又は改造しようとする船舶のエネルギー原単位（燃料／トンキロ）が、下記①から③のいずれかの基準に適合していること。

- ① 就航予定区間をトラックにより輸送していることが証明できる場合：トラック輸送における原油換算^注エネルギー原単位（0.09 リットル／トンキロ）未満
- ② 就航予定区間を船舶により輸送している場合：当該船舶の原油換算エネルギー原単位（リットル／トンキロ）未満
- ③ 上記①、②以外の場合：全貨物物流平均における原油換算エネルギー原単位（0.06 リットル／トンキロ）未満

※原油換算エネルギー原単位＝年間予定航海時原油換算燃料使用量（リットル）÷年間予定貨物輸送量（トンキロ）

(2) 省エネルギー設備等（NEDO補助金支払対象設備）

i) 省エネルギー効果が高い設備等であって、以下の何れかに適合すること。

- ① バトックフロー船型の船体（設計を含む）
- ② 伴流の向上を目的とした船体船尾に取り付けられるスターンバルブ付船型の船体（船体設計を含む）
- ③ 船体船尾に取り付けられる整流板
- ④ 可変ピッチプロペラ（自動負荷制御装置を装備しているものに限る）
- ⑤ ハブ渦発生防止プロペラ
- ⑥ 二重反転プロペラ
- ⑦ プロペラボス取付翼
- ⑧ プロペラ前部放射状型取付翼
- ⑨ フラップ独立可動型舵
- ⑩ 整流板付舵
- ⑪ 反動舵
- ⑫ 電気推進システム（以下を組み合わせたもので、当該システムを採用することに伴う船体設計を含む）
 - (イ) 発電用原動機及び発電機により構成される発電ユニット
 - (ロ) 配電盤、インバータ（又はコンペンシ式始動器）により構成される配電・制御ユニット
 - (ハ) 推進器駆動用電動機、推進器等により構成される推進ユニット
- ⑬ ハイブリッド式電気推進システム（当該システムの適用は、船舶の推進システムのうち、通常の航行に必要な推力を供給するものが以下の(イ)及び(ロ)の設備の組み合わせにより構成されており、当該推進システムを構成する発電用原動機又は推進器駆動用原動機のひとつに異常が生じた場合においても船舶の運航に支障がないことを条件とする。当該システムの対象は、以下の(イ)及び(ロ)を組み合わせたもので、本システムを採用することに伴

う船体設計を含む)。

(イ) 発電用原動機、発電機、インバーター（又はコンペン式始動器）、推進器駆動用電動機、推進器等により構成される電気推進ユニット

(ロ) 推進器駆動用原動機、推進器等により構成される原動機推進ユニット

⑭ ポッド推進装置用の補助舵

⑮ 低燃費ディーゼル機関（燃料消費率が改善する主機関への換装に限る）

⑯ 低負荷運転システム付ディーゼル機関

⑰ 電子制御ディーゼル機関

⑱ 主機冷却水熱回収装置

⑲ 排ガスエコノマイザー

⑳ 燃料改質器（以下のいずれかの方式のものに限る。）

(イ) 燃料中で粒状セラミックスを流動させることで生じる電気二重層の形成効果及び焦電・圧電変換効果によって燃料を改質させる方式

(ロ) ステンレス製容器に封入された微量の天然の放射性物質を含んだセラミックスに燃料を通過させることにより、燃料中の分子分布を変化させる方式

㉑ インバーター制御電動機

㉒ 超伝導電動機

㉓ 軸発電装置

㉔ 高効率照明

ii) 省エネルギー効果が高い設備等であって、以下の何れかに適合すること。

ii-1. 省エネルギー効果が確認できる設備であって、港湾施設等から電力を受電するための設備に限る。（専ら、入渠時に使用する陸上電源受電設備は除く。）

ii-2. 接続専用ケーブルを船舶側で装備する場合にあっては、以下のものを含むことができる。

(イ) 接続専用ケーブル

(ロ) 接続専用ケーブル用リール（接続専用ケーブルの巻取り作業にのみ使用するものに限る）

(ハ) 接続専用ケーブル用クレーン（接続専用ケーブルの巻取り作業にのみ使用するものに限る）

ii-3. 本設備の省エネルギー効果は、1. (1)に関わらず、「本設備導入前の原油換算エネルギー使用量」と「本設備導入後の原油換算エネルギー使用量」の比較により判定する。なお、「本設備導入前の原油換算エネルギー使用量」とは、対象船舶が停泊中の発電機原動機の燃料使用量を原油換算したもの、「本設備導入後の原油換算エネルギー使用量」とは、対象船舶が停泊中の買電電力量を原油換算したものとする。

なお、省エネルギー効果の算出に使用したデータについて、確認できる書類を申請時に添付すること。

iii) 沿海区域を航行区域とする船舶が、航路短縮のため航行区域を拡大し限定近海船に変更するために必要な設備等

2. 上記基準を確認するため、エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書交付申請書を申請する際に必要な書類等（※計画段階のもので可）

● 建造仕様書、燃費試算書、機関性能曲線、電力調査票

● 一般配置図、機関室配置図、主回路系統図、舵・プロペラ詳細図及びその他図面

● 省エネルギー設備の仕様書（図面含む）

● 主要目表（LBD、GT、DW、船種、定員、航行区域、主機出力、速力等）

- 年間予定貨物輸送量・航海距離・航海時原油換算燃料使用量計算書（様式は任意。A 4 用紙で 1 ～ 2 枚程度）

注：原油換算表

- A 重油 1 k l = 原油 1.01 k l
- C 重油 1 k l = 原油 1.08 k l
- 軽油 1 k l = 原油 0.99 k l

以上

第1号様式

エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書交付申請書

平成 年 月 日

運輸局海事振興部長 殿

事業者住所及び名称
並びにその代表者名

印

エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書の交付を受けたいので、エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書申請要領に基づき、次のとおり申請します。

記

1. 船名 :
2. 船種 :
3. 計画総トン数（改造の場合は、総トン数） :
4. 計画載貨重量トン数（改造の場合は、載貨重量トン数） :
5. 建造又は改造予定造船所（名称、住所及び管轄運輸局等） :
6. 起工予定年月（改造の場合は、起工年月） :
7. 竣工予定日（改造の場合は、改造予定日） :
8. 就航予定航路 :
9. 年間予定貨物輸送量（改造の場合は、年間貨物輸送量）（トンキロ） :
10. 年間予定航海距離（改造の場合は、年間航海距離）（キロメートル） :
11. 年間予定航海時原油換算燃料使用量（改造の場合は、年間航海時原油換算燃料使用量）（キロリットル） :
12. 現在（直近1年）の原油換算エネルギー原単位（リットル／トンキロ）（別紙1(1)省エネルギー効果②の場合のみ記載） :
13. 省エネルギー率（%） :
14. 省エネルギー設備等（別紙1(2)省エネルギー設備等より選択すること） :
15. N E D O補助金予定申請額 :

エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書

申請者 殿

運輸局海事振興部長 印

平成 年 月 日に申請された事項は、エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針に適合していることを証明致します。

記

1. 船名 :
2. 船種 :
3. 計画総トン数（改造の場合は、総トン数） :
4. 計画載貨重量トン数（改造の場合は、載貨重量トン数） :
5. 年間予定貨物輸送量（改造の場合は、年間貨物輸送量）（トンキロ） :
6. 年間予定航海距離（改造の場合は、年間航海距離）（キロメートル） :
7. 年間予定航海時原油換算燃料使用量（改造の場合は、年間航海時原油換算燃料使用量）（キロリットル） :
8. 予定原油換算エネルギー原単位（改造の場合は、原油換算エネルギー原単位）（リットル／トンキロ） :
9. 現在の原油換算エネルギー原単位（リットル／トンキロ）（別紙1(1)省エネルギー効果②の場合のみ記載） :
10. 省エネルギー率（%） :
11. 省エネルギー設備等 :
12. 特記事項 :

第3号様式

「エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書」に係る確認記録簿

本確認記録簿は、造船所において、下記船舶がエネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書に基づき建造・改造が行われているかを確認するものである。

申請者は、国土交通省職員が当該設備を確認（下記確認記録簿にその旨記載）した後、当該省エネルギー設備等の写真を添付すること。

記

1. 申請者：
2. 証明書交付年月日及び番号：
3. 船名：
4. 船種：
5. 計画総トン数（改造の場合は、総トン数）：
6. 計画載貨重量トン数（改造の場合は、載貨重量トン数）：
7. 年間予定貨物輸送量（改造の場合は、年間貨物輸送量）（トンキロ）：
8. 年間予定航海距離（改造の場合は、年間航海距離）（キロメートル）：
9. 年間予定航海時原油換算燃料使用量（改造の場合は、年間航海時原油換算燃料使用量）（キロリットル）：
10. 現在の原油換算エネルギー原単位（リットル／トンキロ）（別紙1(1)省エネルギー効果②の場合のみ記載）：

確認記録簿		
国土交通省職員 確認印 (支局等の略符を 押印すること。)	確認日	項目
[]	年 月 日	(※省エネルギー設備等名称)
[]	年 月 日	(※省エネルギー設備等名称)
[]	年 月 日	(※省エネルギー設備等名称)
[]	年 月 日	(※省エネルギー設備等名称)

※ 省エネルギー設備等名称は、「第2号様式 10. 省エネルギー設備等」を転記すること。

第4号様式

N E D O 支援事業補助金交付申請報告書

平成 年 月 日

運輸局海事振興部長 殿

事業者住所及び名称
並びにその代表者名

印

平成 年 月 日（番号）にエネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書の交付を受けた下記船舶について、N E D O あてにエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付申請書の提出をいたしましたので、ご報告申し上げます。

記

1. 船名：
2. 船種：
3. 計画総トン数（改造の場合は、総トン数）：
4. 計画載貨重量トン数（改造の場合は、載貨重量トン数）：
5. 建造予定造船所又は建造造船所（名称、住所及び管轄運輸局等）：
6. N E D O 支援補助金交付申請書（写）：別添

第5号様式

N E D O 支援事業補助金交付決定報告書

平成 年 月 日

運輸局海事振興部長 殿

事業者住所及び名称
並びにその代表者名

印

平成 年 月 日（番号）にエネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書の交付を受けた下記船舶について、エネルギー使用合理化事業者支援事業の補助金交付が決定致しましたので、ご報告申し上げます。

記

1. 船名：
2. 船種：
3. 計画総トン数（改造の場合は、総トン数）：
4. 計画載貨重量トン数（改造の場合は、載貨重量トン数）：
5. 建造予定造船所又は建造造船所（名称、住所及び管轄運輸局等）：
6. 導入する設備等の製造事業者名及び製品名・型式：
7. N E D O 交付決定通知書（写）：別添

第6号様式

N E D O 支 援 事 業 変 更 報 告 書

平成 年 月 日

運輸局海事振興部長 殿

事業者住所及び名称
並びにその代表者名

印

平成 年 月 日（番号）にエネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書の交付を受けた下記船舶について、エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付規程第9条の規定によりエネルギー使用合理化事業者支援補助金補助事業計画変更承認申請書をN E D O に提出致しましたので、ご報告申し上げます。

記

1. 船名：
2. 船種：
3. 計画総トン数（改造の場合は、総トン数）：
4. 計画載貨重量トン数（改造の場合は、載貨重量トン数）：
5. 建造予定造船所又は建造造船所（名称、住所及び管轄運輸局等）：
6. 導入する設備等の製造事業者名及び製品名・型式：
7. N E D O 計画変更承認申請書（写）：別添

第7号様式

N E D O 支 援 事 業 補 助 事 業 に 係 る 額 の 確 定 報 告 書

平成 年 月 日

運輸局海事振興部長 殿

事業者住所及び名称
並びにその代表者名

印

平成 年 月 日（番号）にエネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書の交付を受けた下記船舶について、エネルギー使用合理化事業者支援事業に係る額が確定致しましたので、ご報告申し上げます。

記

1. 船名：
2. 船種：
3. 計画総トン数（改造の場合は、総トン数）：
4. 計画載貨重量トン数（改造の場合は、載貨重量トン数）：
5. 建造予定造船所又は建造造船所（名称、住所及び管轄運輸局等）：
6. 導入する設備等の製造事業者名及び製品名・型式：
7. N E D O 額 の 確 定 通 知 書 （ 写 ） ： 別 添

第8号様式

N E D O 支 援 事 業 完 了 報 告 書

平 成 年 月 日

運 輸 局 海 事 振 興 部 長 殿

事 業 者 住 所 及 び 名 称
並 び に そ の 代 表 者 名

印

平 成 年 月 日 (番 号) に エ ネ ル ギ ー 使 用 合 理 化 船 舶 建 造 ・ 改 造 指 針 適 合 証 明 書 の 交 付 を 受
け た 船 舶 に つ い て 、 N E D O 支 援 事 業 が 完 了 致 し ま し た の で 、 下 記 の と お り ご 報 告 申 し 上 げ ま す 。

記

1. 船名 :
2. 船種 :
3. 総トン数 :
4. 載貨重量トン数 :
5. 竣工日 :
6. N E D O 補 助 金 交 付 日 :
7. N E D O 補 助 金 交 付 額 :
8. 「 エ ネ ル ギ ー 使 用 合 理 化 船 舶 建 造 ・ 改 造 指 針 適 合 証 明 書 」 に 係 る 確 認 記 録 簿 (第
3 号 様 式) : 別 添

以上

第9号様式

N E D O 支 援 事 業 成 果 報 告 書

平成 年 月 日

運輸局海事振興部長 殿

事業者住所及び名称
並びにその代表者名

印

平成 年 月 日（番号）にエネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書の交付を受けた船舶について、N E D O 支 援 事 業 が 完 了 し、1 年間のデータを取得し、N E D O 対 して 成 果 報 告 を 致 し ま し た の で、下 記 の と お り 報 告 申 し 上 げ ま す。

記

1. 船名：
2. 船種：
3. 総トン数：
4. 載貨重量トン数：
5. 竣工日：
6. 「認定等〇〇事業の報告について」（参考）：別添

以上

(参考)

平成〇〇年度認定等〇〇事業の報告について

第10号様式

事務連絡
年 月 日

(造船所を管轄する)

運輸局海事振興部旅客船又は貨物船担当課長 殿

(海運事業者を管轄する)

運輸局海事振興部旅客船又は貨物船担当課
(担当者名:)

「エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書」の交付に係る「エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針」の適合について(依頼)

標記について、別紙のとおり、(申請者名)より申請があり、「エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針(1)省エネルギー効果」について適合していることを確認しましたので、貴局において「同指針(2)省エネルギー設備等」について審査頂き、審査結果をご連絡願います。

※添付書類:

- ・申請書(写)
- ・提出書類等

事務連絡
年月日

(海運事業者を管轄する)

運輸局海事振興部旅客船又は貨物船担当課

(担当者名：) 殿

(造船所を管轄する)

運輸局海事振興部旅客船又は貨物船担当課

(担当者名：) 殿

「エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書」の交付に係る「エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針」の適合について(回答)

標記について、別紙のとおり(申請者名)より申請のあった事項について、「エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針(2)省エネルギー設備等」に適合していることを確認したので報告致します。

※添付書類：

- ・申請書(写)
- ・提出書類等

事務連絡
年 月 日

エネルギー使用合理化船舶建造・改造指針適合証明書の交付について

申請者 殿

運輸局海事振興部旅客船又は貨物船担当課
(担当者名:)

標記について、平成 年 月 日に申請された事項につきまして、別添のとおり証明書を交付いたします。

なお、大変恐縮ですが、本事業完了までの間、下記事項へのご協力方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 別添確認記録簿（第3号様式）を建造予定造船所に送付頂き、国土交通省職員による省エネルギー設備等の確認時に使用できるよう、当該船舶の船舶検査等に係る必要書類とともに、建造予定造船所において保管してください。
2. NEDOあてに、支援事業補助金交付申請書の提出を行った場合は、別添のエネルギー使用合理化事業者支援補助金交付申請報告書（第4号様式）により、ご報告願います。
3. NEDO支援事業補助金交付の決定がなされた場合は、別添のNEDO支援事業補助金交付決定報告書（第5号様式）により、ご報告願います。
4. エネルギー使用合理化事業者支援補助金交付規程第9条の規定によりエネルギー使用合理化事業者支援補助金補助事業計画変更承認申請書をNEDOに提出した場合は、別添のNEDO支援事業変更報告書（第6号様式）により、ご報告願います。
5. NEDO支援事業に係る額の確定がなされた場合は、別添のNEDO支援事業に係る額の確定報告書（第7号様式）により、ご報告願います。
6. NEDO支援事業が完了した場合は、別添のNEDO支援事業完了報告書（第8号様式）により、ご報告願います。
7. NEDOに対して報告する「エネルギー使用合理化事業者支援補助金補助事業の効果等報告（NEDO成果報告書）」と同じく、事業完了後、1年間のデータを取得し、国土交通省統一様式「認定等〇〇事業の報告について」を参考に、ご報告願います。

以上